

三春町告示第74号

令和元年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月9日

三春町長 鈴木 義孝

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 日 時 | 令和元年8月20日（火）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

令和元年8月20日三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第77号 字の区域の変更について

議案第78号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 三春町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第88号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第89号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第90号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第91号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第92号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

議案第93号 平成30年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成30年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

議案第99号 平成30年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

議案第100号 平成30年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第101号 平成30年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第102号 平成30年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

令和元年8月20日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 孝夫 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
-----	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	本 間 徹
生涯学習課長	藤 井 康		

農業委員会会長	松 崎 正 夫
---------	---------

代表監査委員	村 上 弘
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年8月20日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

- 第6 議案の質疑
- 第7 監査報告
- 第8 議案の委員会付託
- 第9 陳情事件の委員会付託
- 第10 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 おはようございます。開会に先立ち脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、令和元年三春町議会9月定例会を開催いたします。ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番渡辺正久君、9番三瓶文博君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より8月29日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より8月29日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、令和元年度第3回、第4回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

議案提出は、お手元にお配りいたしました、議案第27号「字の区域の変更について」から、議案第102号「平成30年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までの26議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 おはようございます。9月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

最初に、役場庁舎新築工事についてであります。来る8月29日に地鎮祭が執り行われ、来年12月までの期間で工事が開始されます。長期間の工事になりますので、周辺住民の方々

や来庁者の駐車場の確保など、ご不便をおかけすることになるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

平沢四合田住宅団地については、子育て世帯や若者の定住促進を目的に住宅団地整備を行っており、現在、9月からの全29区画分譲販売に向けて取り組んでおります。

次に、幼児教育・保育の無償化についてですが、今回の定例会にも関連議案を上程させていただいております。10月からのスタートに合わせ、円滑に移行ができるよう、保護者への周知などに努めて参りたいと考えております。

また、待機児童対策として進めております第2保育所の増改築については、来年3月までの期間で工事に着手いたしました。保育業務に支障がないように、工事を進めて参りたいと考えております。

田村市及び小野町の田村広域行政組合からの脱退予告により、令和5年3月をもって解散する田村広域行政組合については、構成市町による解散に向けた初めての事務協議が8月1日に行われました。今後は、解散に向け本格的な協議が始まることとなりますが、町民の皆様の生活に支障をきたすことのないように、取り組んで参りたいと考えております。

スポーツ関係としては、8月24、25日の両日、第46回東北総合体育大会のアーチェリー競技が三春町で開催されます。大会関係者も含め県内外から、多くの方が三春町においてになることを期待しているところであります。

続いて、第7次長期計画に掲げた6つの基本目標を実現するため、平成30年度に取り組んだ主な施策と決算の概要について説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

震災関連事業では、仮置場の適正な管理や除染廃棄物の詰替え及び搬出業務、農業用ため池の放射性物質対策や農業系汚染廃棄物対策、農作物吸収抑制対策など農業に関する放射性物質対策事業、また、風評被害払拭への取り組みとして三春町産農産物の販売促進に努めました。

また、ベクレルセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、健康管理のため小中学校生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定と線量計の貸与等を行いました。

このほか、地域防災力強化のため消防自動車の配備、防火水槽の新設や地下式消火栓の設置を行うとともに、交通安全対策として、自動車の速度抑制などを目的とした「ゾーン30」の対策工事、カーブミラーやLED防犯灯の設置、修繕などを行いました。

次に、目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道四反田富沢線ほか6路線の改良及び舗装補修等工事を行い、住環境整備のため生活道路整備事業助成金を15地区に交付いたしました。老朽化した橋梁対策として、三春西大橋の耐震補強設計及び永志田橋の補修工事を実施、さらに町道に架かる橋梁点検事業を実施いたしました。

公共交通対策としては、岩江地区を運行する町営バスの運行時刻の変更や、利用率が低い路線の見直しなどを行っております。

また、安全な水の安定供給を目的として白山配水池の更新工事や、浄水場のポンプ更新工事などを実施しました。

目標3は「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取り組みであります。

まず、子育て分野であります。子どもを産み、育てやすい環境を一層充実させるため、昨年4月に子育て支援課内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、母子保健分野と子育て支援分野の両面から、妊婦や乳幼児を支援する体制を整備しました。

また、待機児童の発生を受け、対策として第2保育所増築工事のための調査設計に着手するとともに、保育士及び保育の質を確保するため、第2保育所への指定管理者制度の導入への取組みを進めました。

芸術・文化・スポーツ活動においては、三春交流館「まほら」開館15周年記念事業として、三春交流館と三春交流館運営協会による自主事業6公演を開催しました。

歴史民俗資料館においては、愛姫生誕450年を記念した春季特別展「陽徳院愛姫」のほか、夏・秋の企画展などを開催し、町の歴史・文化を紹介し、誘客に努めました。

体育施設整備においては、旧三春中学校体育館を社会施設に移行するため、必要な改修工事を行い、平成30年11月1日に三春町民第2体育館を開設しました。

目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取組みであります。

町民の健康増進のため、新たに節目年齢を対象とした成人歯科検診を導入いたしました。また、医師会等関係機関の協力を得て、糖尿病による腎臓病の重症化を予防するプログラムを策定し、町民の疾病予防の更なる取組みを強化しました。

高齢者福祉に関しては、高齢者社会参加ポイント制度の定着化を図るとともに、各種健康づくり教室等を開催し、社会参加を通じた介護予防を推進しました。

また、認知症初期集中支援チームの本格稼働など、認知症になっても地域で安心して暮らせるための相談支援体制整備として、交流の場づくりや、理解者となって支援していただくサポーター養成にも取り組みました。

障がい者福祉に関しては、障がい者福祉サービスの給付等日常生活支援に取り組んだほか、条例の施行に合わせて、町商工会と協働し、障がい当事者の参加協力を得て研修会を開催するなど、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めました。さらに、災害などの避難支援を目的とした個別避難計画の策定を進めました。

また、年々増加する高齢者対策を持続可能なものとするため、高齢者紙おむつ給付事業や敬老祝金の支給内容などの見直しを行いました。

さらには、福祉の相談窓口を一本化し、町民にわかりやすくワンストップで対応するとともに、介護予防をはじめとする地域福祉施策を推進する環境整備を目的として、社会福祉と高齢者福祉の業務を福祉会館内で行うための取組みを進めたところです。

目標5は「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」の取組みであります。

農業振興対策では、担い手の確保、育成や、三春町の主要産品であるピーマンの産地体制強化と安定を図るため、共選場の設備更新に対して支援を行いました。また、新規就農者の確保については、新たに3名の就農を見ることができました。

企業誘致等による働く場の確保のため、特区制度を活用した企業支援を行いました。また、工場等立地促進条例に基づく奨励金制度により、5社へ奨励金を交付いたしました。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、空き店舗対策として、中心市街地の6店舗へ家賃補助を行いました。

商工及び観光分野では、愛姫生誕450年を機に「愛姫」を観光資源とした各種イベントやコンテスト等の事業に取り組み、「愛姫の里 三春」のイメージづくりを進めました。その結果、年度末に小中学生及びその保護者を対象としたアンケート調査では、それまで半数程度であった「愛姫」の認知度が9割を超える結果となり、生誕450年をきっかけとして、町内外に広くPRできたものと考えております。

歴史・文化財保存活用として、滝桜の樹勢を維持するため、滝桜全体に足場を架けて支柱の交換や枯枝の切除などの作業を実施したほか、震災で被害を受けた真照寺の古四王堂の復

興事業に補助を行い、町指定文化財建造物の再建を支援しました。

また、東京都目黒区のスポーツ団体の合宿の受け入れや東京都町田市等で開催されたイベントでのPR事業など、地域間交流の促進に引き続き取り組みました。

定住人口の増加を図るため、特に若者の定住を目的とする奨学金返還支援事業に取り組み、39名へ助成金を交付いたしました。また、こうした移住定住に係る施策を町のホームページのポータルサイト「みはる暮らし」を活用し、情報発信に努めました。

目標6は「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。

企画政策課を新設し、今後の行政運営のあり方を検討していくための体制強化を図りました。効率的・効果的な行政運営を目指しながら、町の将来を見据えたさまざまな施策の検討や、地域と行政との関係や役割を見直し、より持続的な体制の検討に取り組みました。特に、第5次三春町行財政改革大綱の進行管理や予算編成に併せた事務事業の見直し、公共施設の跡地利用の検討などを実施しました。

また、持続可能な行政運営を目的として、郡山市を中心とした15市町村による「こおりやま広域連携中枢都市圏」を形成しました。

次に決算の概要であります。

平成30年度は、実施した施策でも申し上げましたとおり、子ども・子育てへの支援、定住人口や交流人口拡大につながる取り組み等に財源を優先して配分いたしました。

歳出決算額は、一般会計が72億3,133万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が47億2,819万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、18億9,268万円でありました。

町債については、平成30年度末借入残高が、一般会計で69億7,925万円、前年比1億5,275万円の減少となりました。水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入れを除いて23億7,795万円で、前年比3億1,422万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、92.6%と前年度より1.3ポイント増、実質公債比率は8.5%と前年より0.9ポイント増となりました。また、将来負担比率については24.6%と前年より5.9ポイント増となるなど、各種財政指標は、普通交付税の減額等の影響により、昨年度と比較して厳しい結果となっています。

改めて、議会をはじめ、町民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案につきましては、字の区域の変更をはじめ、条例等の一部改正、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること、固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めること及び補正予算、剰余金の処分と決算認定であります。

これらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重にご審議のうえ、全議案可決、同意及び承認いただきますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。これは、議案第77号から議案第102号までの、提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第77号「字の区域の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第78号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第79号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第80号「三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第81号「三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第82号「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第83号「三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第84号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第85号「三春町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 86 号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 87 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 88 号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 89 号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 90 号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 91 号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 92 号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第 93 号「平成 30 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第94号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第95号「平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第96号「平成30年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第97号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第98号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案99第号「平成30年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第100号「平成30年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書・処分計算書(案)及び収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案101号「平成30年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 議案第102号「平成30年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」

を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長 これにて質疑を終結いたします。

……………・・ 監 査 報 告 ・……………

○議長 日程第7により「監査報告」について、監査委員から、平成30年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

村上代表監査委員。

○代表監査委員 平成30年度各会計の決算審査について報告いたします。監査委員は、私、村上と議会選出の日下部三枝委員でございます。

審査の期間は、令和元年7月8日から12日までの5日間であります。

審査の対象は、平成30年度三春町一般会計決算から、平成30年度三春町病院事業会計決算までの11件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成30年度基金運用状況調書並びに平成30年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書で詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、決算審査意見書の16ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。

財政運営全般について

平成30年度は、応急仮設住宅撤去業務の増額補正や社会資本整備総合交付金の減額補正などの補正予算が4回編成されたが、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は75億7,660万円で、町税、県支出金及び繰入金等が増加したため、前年度に比べ3,625万円の増となった。自主財源である町税においては、引き続き高い徴収率を維持していることや、固定資産税や町民税による収入が前年度に比べ大幅増となるなど、町税全体で前年度比1億7,335万円増となったことは喜ばしいことである。

また、「第7次三春町長期計画」に掲げる基本目標に則した各種施策や事業に

取り組み、歳出額は前年度比 6,946 万円増の 72 億 3,133 万円となり、翌年度に繰り越すべき財源 291 万円を差し引いた実質収支は、3 億 4,236 万円となった。

ただし、平成 29 年度決算においては、不用額がそれ以前と比較して 1 億 4,443 万円まで縮小されたが、平成 30 年度決算においては、1 億 7,791 万円となり、3,348 万増加しているため、予算積算の精度を高めるとともに予算の執行管理を徹底してほしい。

今後も、「第 7 次三春町長期計画」や「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、関連する他計画との整合性を図りながら各種事業を展開してほしい。一方で、第 5 次三春町行財政改革大綱及び実施計画に基づいた事務事業の見直しや経費の縮減等を図りながら、効率的な行政運営に努めることを期待する。

特別会計は、国民健康保険特別会計の歳入及び歳出が前年度を下回ったが、それ以外の特別会計の歳入及び歳出は、前年度を上回っている。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努めるとともに、定住促進施策や子育て支援施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤が安定することを期待する。

次に、平成 30 年度の町債発行額は、前年度比 2,910 万円減の 4 億 6,680 万円となった。町債残高は、定期償還により年度末残高が 69 億 7,925 万円となり、前年度から 1 億 5,275 万円減少したが、今後も更なる町債発行の抑制や定期償還に努めてほしい。

最後に、各種財政指標については、経常収支比率が 92.6% で前年度比 1.3 ポイント増となり、適当とされる範囲を大きく超え、財政構造の弾力性が非常に乏しい状況なので改善が必要である。また、実質公債費比率も昨年度比 0.9 ポイント増の 8.5% となっているため、より一層の改善に向け取り組んでほしい。さらに、財政力指数は、徐々に財政健全化の方向に進んでいるものの、将来負担比率は、前年度比 5.9 ポイント増の 24.6% と大幅に悪化しているため、財政健全化に向けた更なる取り組みが必要である。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決算審査の報告といたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第 8 により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第 77 号から議案第 102 号までは、お手元に配付しました付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託、並びに全体会審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されますようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第 9 により、陳情事件の委員会付託を行います。

○議長 陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りいたしました、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 報 告 事 項 ……………

○議長 日程第 10 報告事項について

報告第 5 号「平成 30 年度財政の健全化に関する比率の報告について」、報告第 6 号「平成 30 年度三春町第三セクターの経営状況報告について」、町長より報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

(散会 午前 10 時 40 分)

令和元年8月21日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
-----	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	本 間 徹
生涯学習課長	藤 井 康		

農業委員会会長	松 崎 正 夫
---------	---------

代表監査委員	村 上 弘
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年8月21日（水曜日） 午前10時00分開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

三春町議会では、省エネ対策の一環として、10月までクールビズを実施しておりますので、ノーネクタイでの本会議といたします。ご理解、ご協力をお願いします。

本日は、4名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。

なお、11月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますので、ご了承ください。

それでは、脱衣を許します。

……………開 会 宣 言……………

○議長　ただいまから、本日の会議を開きます。

……………6月定例会一般質問に係る発言……………

○議長　一般質問に入る前に、7番議員から、6月定例会一般質問に係る発言について、発言を求められておりますので、これを許します。

7番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

○7番（佐藤一八君）　議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

私が6月定例会一般質問で行った「町営グラウンドにある管理棟施設内のトイレについて」の質問において、再質問の中で、5月16日、田村地区大会の小野町の参加者が体育館のトイレを借りようとしたところ、「このトイレを使ってはだめだ」というお話があった一連の内容は、私が体育館の事務所に事実関係を確認しないで質問してしまったもので、不適切なものでありました。

よって、この部分と再々質問の全文の発言については、取り消しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま7番議員から発言があったことについて、三春町議会会議規則第104条議長の秩序保持権に基づき発言の取り消しをするとともに、これに関連する答弁を令和元年6月定例会会議録から削除することとする。

……………一 般 質 問……………

○議長　これより、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人30分、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長　1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番（新田信二君）　ただいま議長から承認が得ましたので、さきに通告してあります2点につきまして質問いたします。

1つ目の質問に入ります。

田村広域行政組合の解散について。

令和5年3月31日をもって、田村市・小野町の田村広域行政組合からの脱退が決定されているため、今後、三春町が単独で西部環境センターを運営していくことは、ごみの量を含め財政面からも、かなり厳しいと考えられます。

解散することは避けられないことで、今後の三春町としての、ごみの処理の施設及びごみ処理についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

田村西部環境センターにおける年間のごみ処理量は、東日本大震災以降、全体で約1万1,000トン、うち三春町分は、その4割以下の約4,000トンで推移しています。

また、西部環境センターの運営経費は、運営維持管理業務委託料だけで年間約2億5,000万円かかっており、構成市町がごみ処理量に応じて経費を負担しています。

田村広域行政組合の解散に当たって、今後、組合の財産処分が行われることになりましたが、仮に三春町が西部環境センターを単独で運営していくこととなった場合、ごみの量や財政的な面から、ご指摘のとおり大変難しいと考えております。

現在、田村市では、ごみ処理はゼロから新たに検討していくという方針であり、1市2町でのごみ処理の連携も視野に入れて、年度内、できれば年内に方針を示すとのことであります。

町としましても、町単独でごみ処理を行うことは財政的に大きな負担となりますので、まずは情報の収集・共有に努め、1市2町の枠組みの中での連携によるごみ処理事業の可能性を検討していくことが現実的ではないかと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 質問いたします。

今後、三春町単独での考え、検討することではなく、田村市・小野町を含めた検討会を考えていることで、少々安心をいたしました。

そこで、二点質問があります。

一点は、令和5年の解散は決定している中で、1市2町での今後はどのような内容の検討会を計画しているのか。

二つ目は、検討会のメンバー組織はどのように考えているのかお伺いします。検討会のメンバーは、三春町としてのものを伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

解散に係る検討会ということでございますが、8月1日に初めての会合が田村広域組合のほうでございまして、解散に向けて協議グループの振り分けを行っております。

グループは4つありまして、一つは組合解散グループ。二つがし尿処理グループ。三つ目がごみ処理グループ、それから情報処理グループとなっております。

協議の内容につきましては、財産の処分、それから事務の承継、3番目に職員の処遇について、今後協議を行って参ります。

それから、二つ目の検討会の組織のメンバーでございますが、三春町の場合、解散グループにつきましては総務課、企画政策課、財務課、議会事務局。し尿処理につきましては、住民課、企業局。それから、ごみ処理につきましては住民課。情報処理につきましては総務課の担当の職員及び課長等で検討メンバーとして今後会議を持っていくということになってございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 近年、化石燃料使用による地球温暖化問題など、地球環境の悪化が深刻化しつつあります。全国各都道府県においても、複数の市町村での連携による大規模な近代化したごみ処理施設が、新設または計画されています。

今後、新たな連携による処理事業を進めていく上で、1市2町の考えと県内外の新たなごみ処理事業を参考にして、次世代に残せる施設の検討が重要と思われますが、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山住民課長。

○住民課長 ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりに、ごみの処理の広域化ということは、国が進めている施策でございますので、そういう形で進める方向づけということについては、確かに間違いないというふうに考えております。

ただ、現実的問題として、県の中部、例えば郡山なり須賀川圏域の状況を見ておりますと、その整備の段階、改築の段階と、それから田村郡内における時期の問題が擦り合わないということで、なかなか広域化の動きがとれなかったということが事実かと思えます。

そのような現状から言いますと、現実的な問題として、田村郡内の1市2町でのごみ処理の、広域的なごみ処理の形を模索していくというのが、現段階での現実的な解決方法だというふうに認識しております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○1番（新田信二君） 第2の質問に入ります。

こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンの取組みについて。

こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンの取組みが、4市7町4村で、郡山を中心とした15市町村でスタートしました。2019年から2023年度までの5年間に、連携可能な事業からスモールスタートとした広域連携事業を目的に取り組まれているとのこと。

そこで、現在、三春町ではどのような取組みがあり、また計画があるのかお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

こおりやま広域連携中枢都市圏につきましては、本年1月に郡山市を中心とした15市町村により連携協約の締結を行い、3月の都市圏ビジョンの策定・公表により、こおりやま広域圏が形成されたところでございます。

都市圏ビジョンでは、2019年度からの5年間を取組み期間として、初年度は連携可能な事業からスモールスタートで取り組み、広域連携の土台を築くこととしております。

初年度の現在の取組みについては、10月1日から、こおりやま広域圏15市町村の住民の方々が、それぞれの市町村の図書館において、図書の貸し出しを受けられるサービスが開

始される予定であります。

また、こおりやま広域圏の市町村が共有する政策課題をテーマに、若手職員が共同の研究チームをつくり、解決策などを検討する『こおりやま広域圏チャレンジ「新発想」研究塾』に取り組んでおります。

三春町からは3名の若手職員が参加し、共同グループでの研究や視察調査を行うなど、政策形成能力の向上を図りながら、他の市町村職員との相互理解を深める人材育成にも寄与する取組みを実施しているところでございます。

そのほか、地方創生を官民連携で促進していくためのプラットフォームへの参加や、観光地や宿泊場所などを多言語により紹介する観光ウェブサイトの運営事業、移住・定住の促進を目的とした、市町村のさまざまな情報を掲載するフリーペーパーの作成など、まさに連携可能な事業から取組みを進めているところでございます。

今後は、住民が圏域形成のメリットを実感できるような取組みや市町村相互の将来展望に資するような取組みを進めるため、都市圏ビジョンに定める連携事業の具体化を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 連携中枢都市圏構想といたしまして、やはり重要なのは、人口減少、少子高齢化社会を想定した地域の活性化、あと経済の持続性可能な地域づくり、安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、近隣の市町村が連携してコンパクト化、またはネットワークにより社会経済の持続性するために政策を行っていくと、いうなっています。

そこに、私からの、三春の町のためにもですね、提案がありますが、一つは観光・スポーツを通じた交流人口の促進、あと二つ目に小中学校生の交流事業、あと三つ目に職員、若い役場の職員を対象にした各15市町村の広域連携。あと、独身男女の婚活支援、これ少子化問題も兼ねまして、毎年、市町村ごとに会場を移動しながら開催をしてはどうかということを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えいたします。

こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンでは、19の連携協約項目の中に、65の連携事業が想定されております。今後、具体的な検討や取組みを進めて参ります。

その中で、町として積極的に協議を進めていきたいと考えているものは、ただいま議員からご提案があったものと重複、一部重複いたしますが、観光誘客事業、それから広域的な交通網の形成促進、病児保育・一時的保育の広域利用、移住・定住促進事業、それから婚活支援事業に取組みをして参りたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番(日下部三枝君) それでは、議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておきました1件について質問いたします。

今年度をもって第7次三春町長期計画の前期基本計画が終了いたします。

この基本計画の策定趣旨は、策定前、少子高齢化、それから人口減少を想定しておりましたが、策定中に東日本大震災が起これ、原発事故による環境汚染、風評被害、三春町を取り巻く急激な社会状況に対応して、震災、それから原子力災害からの復興・発展を含めて、策定されました。

この計画は、このときから議決案件となった、町の骨組みとなる重要な計画であります。これからの三春町を考えると、後期基本計画を前に、第7次長期計画のPDCAについて、次の4点について伺います。

1、この計画を総括すると、実行性はどのように評価できるか。また、まちづくりの指標の目標値の達成度はどのくらいか。

2、後期の基本計画には着手していると思われますが、その進捗状況はいかがでしょう。

3、前期の計画の総括を踏まえて、どのようなところを見直すか。

4、どのような人たちと、どのような手順で計画をつくり上げていくか。

以上、4点について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

第7次三春町長期計画の後期基本計画の策定に向けては、まずは、前期基本計画の評価を十分に行うことが重要であると考えてございます。

現在、平成30年度分の前期基本計画の進行管理が完了し、その結果をもとに平成27年度から平成30年度までの実績を取りまとめ、評価・効果の検証を行っているところでございます。

まちづくりの指標の達成度については、取りまとめの段階ではありますが、目標値に対して100%以上の達成をした指標は、3割程度になっております。また、目標値に対して90%以上の達成状況となる指標は、約半数になる見込みであり、今年度も達成に向け、引き続き事業に取り組んでいるところでございます。

なお、詳細な検証結果がまとまり次第、今後、公表する予定としております。

次に、前期基本計画の検証結果や総括を踏まえた後期基本計画の策定に向けての考え方がありますが、まちづくりの指標の達成度が低かった施策の見直しや、策定から5年が経過したことから、新たに必要と考えられる施策を追加するなど、長期計画に掲げられている目標を達成するため、事業内容を見直して参りたいと考えてございます。

策定の進め方ではありますが、後期基本計画の素案を作成し、振興対策審議会やまちづくり協会などから意見を伺うとともに、パブリックコメントを行い、町民の皆様からの幅広い意見も取り入れた上で、議会との協議を重ね、三春町の将来像である「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」の実現に向け、実効性のある後期基本計画を策定して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君） まず、一つ。答弁の中で、達成度、目標値について100%、90%以上というのが大変多くて、私もほっとしているところがあります。

それで、お聞きしたいのですが、全てでなくていいので、この中で、100%達成した分野というのは、大体どういうものがあつたのか。逆に、目標値の低いものというのはどのような分野だったのか。

次に、東日本の大震災関連でできた基本計画の中身があったと思うのですが、その辺については、これから町としてどういうふうな方向で考えていくのか。それが一つ。それから、これからの三春町を考えていくときに、どの分野を強化していったらいいかというふうにお考えなのか。

それと、それから町民の参画ということが、6分野の中に入っています。今回、この後期の策定でパブリックコメントを行うということで、これは大変、町民参画の中でも大事なことで私も思っております。できれば、このパブリックコメントの輪をもっと広げて、そして多くの人に意見を聞いていただきたいなと思っております。その辺のことについて伺いたします。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、長期計画に記載されているまちづくりの指標の総数は74項目あるわけでございますが、その中で達成状況が良かったものはどういったものかということでございます。

いろいろございますが、基本目標の1でございます「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」という項目でございますが、これは、東日本大震災復興への取組み、それに伴う防災・災害対策の強化などの項目でございます。9項目ほど評価項目がありまして、そのうち8項目で90%以上の達成状況を上げたというところでございます。

それから、一方で、ちょっと達成が思わしくなかった分野としましては、基本目標の5でございます。「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」という項目でございますが、15の評価項目中、90%以上の達成は4項目のみ、とどまったものでございますから、後期計画の課題の1つと考えてございます。

それから、2点目のこれからの重点項目というおたしでございますが、今申し上げました基本目標5のをはじめ、達成度が低かったところを重点的に見直しをしたいということに加えて、少子・高齢化対策、そういったものに対して重点的に引き続き、取り組んで参りたいというふうに考えてございます。

それから、3点目のパブリックコメントの輪を広げてはどうかということでございます。これは、おたしのとおりですね、住民参加の一つのやり方でございますので、こういった計画をつくっていく上では、パブコメをやっていききたいと、引き続きやっていききたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君） 今の課長の答弁にあつたとおり、私も、あの基本計画を読みますと、5番の産業分野ですか、ここがちょっと弱いなという気持ちでございました。ですから、これが後期の部分に大きく強化されて出てくるということは、大変いいことだなと思っております。

それと、もう一つ、読んでみて気になっているのが行財政の経営。ここのところがやはり、これから三春町の財政が非常に厳しくなっていくところで、ここをやはりしっかり計画としてつくっていくということが大事なんではないかなと思っておりますが、その辺についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

基本目標に掲げてあります行財政経営の分野のおたしだつたと思いますが、おたしのとおりですね、現在、町ではさまざまな課題を抱えてございます。当然、それらにんていくために、この計画の中で町民の方々のご意見等も伺いながら、議会とも協議を重ねて、住みよい町にしていきたいと考えてございますので、ご協力をよろしくおんいしたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6 君鈴木利一君、質問席に登壇願ひます。

質問を許します。

○6 番(鈴木利一君) さきに通告してある質問についてお伺ひいたします。

来年度から必修化される小学校のプログラミング教育についてであります。

近年では、進化した人工頭脳がさまざまな判断を行ったり、また身近なものの働きがインターネット経由で、最適化されたりする時代になってきております。大きく社会のあり方が変わろうとしています。

今後、10年、20年後には、人工知能の進化により、人間の生活、活躍できる職業がなくなってしまうのではないかというふうに危惧されております。また、一方では、人工知能が新たな職業の可能性もあるというふうに考えられています。将来どのような職業につくにしても、プログラミング的思考を小さなときからどのように育むのか求められています。

このようなことから、2017年に公示された新学習指導要領では、2020年から小学校でのプログラミング教育が必修化されることになりました。

プログラミング教育については、具体的な学年や授業内容が決められているわけではありません。さまざまな教科、学年、単元で取り入れ、各学校の創意工夫により、積極的に取り組むことが望ましいとしております。また、この中では、パソコンやタブレットを学校で用意し、勉強に取り入れていきましょう、ということが示されております。

このプログラミングに介する教育をめぐっては、文部科学省は全国の教育委員会に平成30年度の取組み状況の調査結果を発表しました。自治体の規模により、その取組み状況に大きな差があることがわかってきました。そうしたことから、次の4点についてお伺ひいたします。

1、小学校でのプログラミング教育は、どのような狙いがあるのか。

2、小学校におけるタブレット端末やWi-Fi等の整備状況は、どのようなになっているのか。

3、プログラミングの教育は、誰がどのように教えていくのか。また、指導者の研修や人材の確保は、どのようにしていくのか。

4、教員の負担が叫ばれている中で、教員への負担はどのようになると考えているのかお伺ひいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 質問に回答を申し上げます。

1 点目のご質問についてお答えいたします。

論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きのよさ、「情報社会がコンピューターをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピューター等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと」、さらに「教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせること」という狙いがございます。

2 点目についてです。

令和元年8月1日から令和6年7月までの6カ年長期継続契約による賃貸借契約で、各学校のパソコン教室へ、タブレット端末としても利用可能なパソコンを合計119台設置しております。あわせて、無線アクセスポイントを各校2台設置しております。

3 点目についてです。

プログラミング的思考を育むための学習活動は、各学校の算数科や理科等に位置づけられ、各校の教職員が校内の教材・教具を用いて指導を行います。

そのための指導者の研修については、県内で研修会が開催されていますので、各学校に参加を奨励しているところでございます。

4 点目についてでございます。

新しい学習活動を取り扱うことで、教員への負担が増えると予想されます。そこで、教員の負担軽減のために、学習指導案の共有や研修会参加者による伝達講習などを推進していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 大変、難しい言葉がたくさんありますので、順、一つずつ聞いていきたいと思うんですが、まず1番目のですね、教育の狙いということでありますが、小学校で行うプログラミング教育ということで、今の回答、非常にこう難しい言葉が羅列されていて、なかなかわかりづらいなというふうに思うんですが、まあ簡単に言うと、例えばプログラミングに必要な言葉、そういったことが子供の中で共有されればいいのかというふうに私は理解したんですが、そのように、こう簡単に、もう少し簡単に説明していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 このプログラミング教育は、全く新しく入ってきたものでもありますので、私のほうで正確にお話しできるかどうかはちょっと疑問なところもあるんですが、考え方ですね、プログラミングそのものをするというよりも、まず、その考え方、その答えを出すまでに至る順序的なものを、わかりやすく、まず知ってもらおうというようなことがあるんじゃないかなというふうに思います。いきなりコンピューターを使って、そしてそのプログラミングのあり方というのが、とても小中学生では難しくて、できようもないと思いますので、もちろん、今コンピューターが入っていますので、コンピューターそのものについては、機械に触ったりなんて、いうことは行って今もいますが、プログラミングというようなことについてはなくて、要するに、その考え方ですね、要は、今さっきも言いましたように。順序よく、こう組み立てていけば、こんな回答が出てきますよという、そういうような考え方をまず子供たちに知ってもらおう、というようにところだろうというふうに私としては考えているとこ

ろです。小中学校の段階ですので、プログラムそのものについてどうこうというのは、かなり厳しいものがあると思われます。まずは考え方を入れていく、というようなことであろうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 大変わかりやすく説明してもらったので一安心しましたが、2点目のですね、タブレットなどの整備状況についてであります。2013年の第2次教育振興基本計画、この中で、目標としては3.6人に1台、パソコンの普及がですね、そして、インターネット接続、無線LANの接続、これが100%というふうに目標として出されておりますが、その後、いろいろ整備はしてきたけども、なかなか進まないということで、2017年には、最終的に「1人1台専用が望ましい」というふうになって、その後、1人、授業で使えるときに専用1人1台が目標だというふうに、だんだん、だんだん後退をしていくというふうになっているんですが、三春町の今後のパソコンやタブレット、そういった関係、インターネットの接続の関係の将来の考え方、展望の見通しなどを、わかればお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間教育課長。

○教育課長 ただいまの議員の再質問にお答えをしたいと思います。

最初の質問のところで回答させていただいております119台の設置の状況でございますが、これは、各学校ごとにパソコン教室に配置をして、パソコン教室で1人1台使えるということを、カバーするということで設置をしたところでございます。

議員最初のご質問のところで、これからのデジタル社会についての懸案、懸念ということですが、いろいろお話があったところでございますが、政府は、それに対して、さきの国会で地方学校教育に関する法令を一つつくっているところでございます。それによりますと、今後そういったAI構想やそういったデジタル化に備えた形で、国もそういったものについての構想を、計画をつくり、それに伴って福島県なり、市町村なりがまた下部の計画をつくっていくということの内容になっている法律でございます。

今後の懸案につきましては、そういった国の大きな方針の転換等があると考えておりますので、そういったものの進捗状況を待って、できるだけ、その方針に従えるような体制を整えていきたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 政府では、文科省かな、では、2022年までに毎年、一千八十何億円だかかけて、この整備をしていくというふうの方針としてなっているそうなんですが、具体的に三春町では、もう少し、例えばタブレットをもっと普及させるんだ、1人1台普及させるんだ、というふうな具体的な考えというのはまだ持っていないということですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間教育課長。

○教育課長 これまで、小学生、それから中学生に対するパソコンについては、パソコン教室での使用ということを考慮して、昨年と今年で小中学生のものについては、新しいパソコンを全て更新をかけたところでございます。

今後につきましては、先ほどの国の方針等々もございますので、そういった流れ、動向を注視しながら考えていきたいと考えておりますので、現在のところ、今すぐにですね、何台のものを用意するという事までは、検討はしているところではございません。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） それで、3番目のですね、指導者の研修などについてお伺いしたいんですが、学校の教職員にとっては、パソコンが得意な人、また苦手な人、たくさん、それぞれだと思うんですが、今までに研修会が開催されたということで、その研修会の参加の実績などをわかれば、教えていただきたいというのと、あと、各学校でそれぞれに工夫を凝らして取り組むというふうになると思うんですが、教育委員会として、この各学校にどのようにかかわっていくのか。それぞれに学校で大きく差があったんでは、やっぱり、これ教育委員会としても、町の教育方針が一定してないということになりますので、教育委員会がどのようにかかわっていくのか、この辺の考え方が、わかればお願いしたい。

それとあと、プログラミング教室です、やっぱり学校内だけでは不十分だというふうなことがあると思うんですが、例えば、学校でのクラブ活動にこういったものを入れていくとか、あと、学校の長期の休みのとき、例えば夏休み、冬休みのときに、社会教育の一環としてですね、子供向けのプログラミングの教育教室などを考えていってはどうかなというふうに思うんですが、この辺についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 まず、一つは教員の研修についてでございますが、これは全県的にも、もちろんその研修を進めていかなくちやならないという部分もあるというようなことで、県のほうでの研修会があります。そちらの県のほうの研修会のほうに、各学校から研修に出てもらうというような形がまず一つあり、実際にそういうふうな動きにしているところでもあります。

また、今後、もちろん、それプラスで考えていかなくちやならないことではあると思うんですが、町内でも、どのように検証を進めていくかということは今後、検討していかなくちやならないというふうにも思っているところです。

そして、今、議員からありましたように、町内の学校が統一的にある程度のレベルを持って、そして各学校ともやっていけるというような形にはしていきたいというふうに思います。

それから、子供向けのプログラム、プログラミングということなんですが、小学校段階でのプログラミングというのは、先ほども言いましたように、かなり厳しい部分があるんじゃないかなというふうに思っています。実際、教科等にプログラミングそのものが入っているということはないんで、さっきもお話ししましたとおり、その考え方ですね、考え方については、伝えることができるだろうと。要するに、コンピューターというのは、こんなふうにできて、こんなふうに使っていくことができるんだよというようなことについては、実際に手を触りながら、学ぶということは可能だろうと思いますし、進めていきたいというふうには思います。プログラムそのものについては、ちょっと小中学校なんかでは、厳しいというふうに思っているところです。お答えになったかどうか。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 今ので、研修会、県内で研修会が数多く開催されていると思うんですが、これに出席した実績などをね、教育委員会として把握しているのかどうかというのが

一つです。

あと、4番目の答弁で、ちょっとね、4番目の中身がちょっとわかりづらい。例えば、教員への負担を減らすのにどうかというふうな質問なんですが、学習指導案の共有、研修会参加者に対する伝達講習の推進、これで教職員の負担が軽減されるのか。具体的にどんなことを言っているのか、もっとわかりやすい言葉でお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 まず、研修の実績ということですが、数的には、私のほう、特に、その県のほうへの研修に当たっては、各学校での、もうやりとりですので、こちらでどうこうという数値を持っているわけではありません。

ただ、現実的にも、この情報教育についてはやっていかなくちゃならないということになっておりますので、ということで、各学校で、まあ全員いっぺんにという感じにはいかないんですが、研修があるごとに各校内で交代しながら研修に出ていって、できるだけ、その能力というか、を高めていこうという方向ではあるはずです。

それから、第2点目が、研修会ですか、伝達講習ということですか。

○6番（鈴木利一君） 教員への負担。

○教育長 ああ、負担。今言いましたように、研修にしょっちゅう教員が出ていくということになれば、学校そのものも大変なことになりますので、今言いましたように、伝達講習という形をとることが学校では多いです。代表的な職員が行って、向こうで研修して、それを資料なり、こう全部持ってきますので、その研修を受けたことについて各学校で、行ってきた職員が全職員に伝えてですね。資料をもちろん刷り増ししたりするでしょうけども、そして、できるだけ全職員が、今の動きがどうなっているかということが理解できるようにしておくというようなことが、この情報教育にかかわらずともですね、いろんな場面で、これまでも、各学校でそういった伝達講習はやっているはずですよ。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 教職員の負担の関係なんですが、今の答弁だと、研修会に行ってきた、その資料を共有するんだ。行った人が皆さんに説明する、残った人に説明するんだ。そのことによって、講習会には行かないけども、その負担、講習会に行く分の負担は、軽減されるということだと思うんですが、これから、道德教育も小学校でね、教科化されるということも含めてあって、教職員の負担は、それ講習会ばかりでなくて、校内においてもやはり同じだと思うんです。また、ましてや、こういった新たな教科が入ってくる。まあプログラミングは新たな教科としては入ってこないけども、いろんな場面でそれを使いなさいということになってくるということは、今まで以上に、道德教育も含めてね、そういった新たなものが入ってくる。

ということで、教職員の負担が、間違いなく増える、というふうに思うんですが、その辺のですね、教育委員会として、もう少し、「こんなふうにしていきたい」とか、そういった軽減の仕方について、あればお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 繰り返しになるかもしれませんが、学校から離れて研修に行くというのは結構、時間はもちろんかかりますし、それから全職員が出るというわけにもなかなかいかない

という部分もあります。

一つは、交代交代で出て、そして研修に出るということはありません。ただ、町内でということになると、今度は、その専門家を呼んでということになっていくことになると思うんですが、なかなかそこまで、まだこれも、来てもらうというのは、もう容易なことでもないということが、あるかなというふうに思われるんですが、基本的に、研修に出たときには各学校とも、その研修に行った、まあ繰り返しになりますが、研修に行った職員が校内で、今さっきも言ったように、伝達講習するという形をとっているのがほとんどだろうというふうに考えているところです。

このコンピューター教育について「コンピューター教育」というか、この情報教育に関しても、そのようなやり方で来ているかと思います。あるいは、職員が交代で行くということもあるんですが、しょっちゅう出ても、またこれも、学校、なかなか、難しくなりますので、というような方法をとっているかと思われますが。

ちょっと、答えになっているかちょっとあれなんです。

○議長 本間教育課長。

○教育課長 失礼します。今の回答に対して、ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

新しい授業科目ということでは、道徳に限らず来年から英語が教科教育として導入されることになります。教育の現場において先生方が非常に大変だというのは、まあ新しいことなので、どうやっていいかわからないということが、一番不安だと思っております。

先ほどから、研修の際に伝達講習という話をしておりますけども、その教育の授業のプランのようなひな形をある程度つくっていくようなことをしますと、先生方はプロですから、そういった標準に基づいて、いろいろと指導することは可能になってくるということになるかと思えます。

そういうことで、研修を通じてこういった、伝達講習もしますが、それに加えて、そのような授業プランのようなものも、整理をしていくということで、先生が標準化していくことで、先生方の負担を軽減していくことは、可能になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 15番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(影山初吉君) さきに通告しておきました2点について、質問をいたします。

第1点目、ふくしま森林再生事業について伺います。

1番、森林再生事業の目的は何でしょうか。

2番、平成30年度までの事業箇所数、事業費及び事業内容について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

1点目について。

福島第一原子力発電所の事故により、町内の森林においても、森林整備や林業生産活動が停滞している状況にあり、森林の荒廃とそれに伴う機能低下が懸念されるところであります。

本事業は、間伐等の森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多目的機能を維持しながら放射性物質の低減等を図り、森林の再生を行うことを目的とするものです。

2点目についてです。

平成26年度から平成30年度まで、5地区で事業を実施しており、対象面積が約132ヘクタール、総額で3億4,426万円の事業費となっております。

事業内容としましては、全体計画と年度別計画の作成、放射性物質調査等の事前調査、そして間伐、作業路開設・改良、丸太柵の施工等の森林施業となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 第1点目の、再生事業の目的はということですが、全く私の調べたところと同じであります。

原発事故による放射性物質の拡散により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源、かん養などの広域的機能の低下が懸念されるため、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する多目的機能の維持向上に取り組む事業でありますよということでありまして、全く同じであります。

その中で、まず、1点目と2点目、リンクしますので内容が一緒になるかと思いますが、再質問をいたします。

まず、この事業目的は、30年度まで、今お話ありました、5地区で132ヘクタール、金額で3億4,426万円の事業費でありますよということですが、31年3月15日をもって30年度までの事業は終わったということで、完成検査は県が実施したということですが、これでこの事業は終わりなのか、一つ、まず最初伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 再質問についてお答えいたします。

30年度末で事業は終わりか、というようなご質問だと思うんですが、事業竣工検査後5カ年はその状況を保持するということが定められておりますので、その後においても、事業実施後にそういった環境保持、そういったものは行っていきたいと、そのように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） ただいまの答弁で、5年間は、今後5年間は維持・向上に努めるということですので、そこで質問をいたします。

この「5地区で」ということですが、私把握できるのは、上舞木の2つの地区、天神様、天神様。あとは東松山、この2カ所です。それをもとに質問をいたします。

この事業は、大きく分けると、まずは計画作成、当然、見積業務、まず、これは一番最初であります。そして、それが終われば業務の発注、事業の発注ですね、これを行うということで、その後、事業に入るということですが、その中で、私、地権者から強く言われたのは、この事業に入るから、山に入る道路がないので土地を貸してくださいと。2カ所ともですね。それは町から来ました、「貸してください」ということで。そして、貸さないと事業ができないので、どうぞ使ってくださいということで、事業に入ったんですが、その後、31年3月15日で工事が終了したんですが、その後、何の、お話もないと。今後どう

取り組むんだか、その道路を買い上げんだか、借り賃、いくらで借りんだか。ということで、今はもう、草ぼうぼうで、道の面影もありません。

せっかく、上舞木の場合は作業路、まあ林道って呼んだほうがいいと思いますが、3,998m、約4,000mですね。これが、今後この道路なければ、この入り口がなければ、この道路に入れないんです。山の中ぐるぐる林道を4キロも網羅したと。今後5年間を、この林道を使って再生、維持をしてくださいよという事業なんですね。それなのに、借りるときは来たんだけど、そのときは「原状復帰して、返しますよ」つう約束だそうであります。原状復帰どころか、そのままで、今、草ぼうぼうで、入る場所もわからないというような状態であります。その後、何の話もないということであります。

確かに、この事業はですね、国から「こういう事業がありますが、三春町さん、取り組みますか」つうことで、予算も、まあ90%以上が国・県から来る予算だと思いましたが、その中で3億4,000万もかけて取り組んだ立派な事業であります。大変、感謝している内容だと思うんです。

私らの総務常任委員会で、沢石地区に、事業内容を見させていただくために研修に行きました。そのときの説明はですね、3.5mの道路を切って2m強の砂利をひくんだよというような内容でありました。それと、雑木山は7割を伐採して3割残すんだよと。そして、杉林は3割切って7割残すんだよと。竹林ですね、竹林はやりませんよ、というような内容の説明を受けました。

その中で、砂利を、かなりひいでありましたが、沢石さんは。岩江は、砂利はしいて、ほとんどひかってありません。それは、お聞きになったところ、何てかんで、ひかねっかなんね事業ではないんだということで、それは了解しますが、登り口とか、かなりやっこいところには砂利をすくんだと。急なところに砂利すくと流れて困るということで、砂利はすかないということなので、その砂利引きについては、了解しますが、何回も言うようですが、これから5年間取り組むんだというような事業の内容で、入り口もないと。4キロも林道を切ったということで、これから地権者に対して、入り口を借りんのか、買うのか。これは町でやるのか、地権者でやるのか。その辺をはっきりしてもらわないと、この事業は先に進まないと思います。

その中で、地権者さんは、今まで貸した分についてはお金をもらいたいと。3億5,000万ほどの事業をやって、私ら、ただかい、ただ貸しすんですかと。こういうようなことありますので、私からすれば、まあ、これは国の事業であります、予算も国であります、事業を計画したり発注したりするのは、町なんですね。やっぱり町が責任を持って最後までやるべきだと思うんですが、その点に関して回答をいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 今ほどの再質問についてお答えいたします。

ご指摘のあった部分、作業路の入り口の関係なんですが、そちらのほうも現地確認しておりますが、大変、雑多な状況になっているのは、確認しております。当該箇所、先ほど議員おただしにありましたように、民地であります。早々にですね、所有者の方と協議させていただいて、適切な管理がなされるよう、努めて参りたいと考えております。

それと、繰り返しご指摘のあった事業実施後についても、要綱で定めてありますように、森林の多面的機能、そういったものが維持されるように、というふうなこともありますので、所有者の方々には、適切な維持管理、ご協力いただくことが必要不可欠でございます。今後

の維持管理方法等、そういったものを含めて所有者及び地区の方々と協議して、早々に対応したいと考えております。ご指摘にありました事業実施後の管理のあり方の不十分な点につきましては、至急改善を図っていききたいと。

いずれにしても、地域の方々としっかり向き合って、対応を進めていききたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 適切な対応をしたいという前向きな答え、大変ありがたく思っておりますが、一点だけ、一つお願いをいたします。

先ほども言ったとおり、この事業、国・県の事業でありますので、林道の進入路、これをきちんと、借りるなり、買うなり、借りるなら予算計上して、借り賃を払うべきだと。さかのぼって。これは国・県に要望できないのか、その辺を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 今ほどのような質問なんですが、賃貸もしくは購入というような選択肢がないのかということだったんですが、基本的に、賃貸というよりも、民地借り上げというより、その除草する際の手間賃、そういったものを町のほうでですね、森林適正管理推進交付金という制度ありますので、そういったものを所有者の方にお支払いして、年間一、二回除草をお願いすると。そういった制度を導入している地区もありますので、今ここで「賃貸でいきます」「購入します」というのはちょっとお答えできないものですから、さまざまな角度から検討したいと、そのように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○15番（影山初吉君） 第2の質問をいたします。

統計調査による現住人口調査について伺います。

1番は、調査目的と調査対象について。

2番、平成23年3月11日の震災と原発事故後、災害公営住宅や住宅取得等で多数の方々が、三春の住民となっていていただいております。各種事情で住民登録がなされていない方々の数が知りたいので、次の質問をいたします。

令和元年7月1日現在、町広報によりますと、町の人口は17,574名、世帯数6,328世帯のうち、住民登録がなされていない方々の数と世帯数を伺います。

なぜ、この質問をするかといいますと、議会でいろんなところに研修に行きます。そういう中で、「三春町さん、原発事故、大変でしたね」と、こう言われます。原発事故地点から直線で約、三春町は60キロぐらいだと思ふんですが、そういう中で、三春町は、いち早く仮設住宅などをつくって避難者を受け入れましたよと。そういうことで、今は災害公営住宅や、あとは住宅を取得して、多数の方が住んでもらっています、ということでお話するんですが、その数が1,000人なのか1,500人なのか、なかなか把握できないものですから、多くの方々が三春町に住んでいただいておりますよということでお話するんですが、その数が知りたいので、この質問をいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山住民課長。

○住民課長 質問にお答えします。

現住人口調査は、県及び町の人口及びその移動実態を明らかにし、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的として実施されております。

調査は、国勢調査の際、基準日に3カ月以上住んでいるか、または住むことになっている方を対象に行い、その後の増減は、住民基本台帳による記録を受けている者を対象としております。

令和元年7月1日現在の住民基本台帳に基づく登録人口は17,060名で、現住人口調査に対して514人少なく、世帯数は6,382世帯で、現住人口調査に対して54世帯多い数字となっております。

現住人口は、5年に一度実施される国勢調査の人口をもとにして、町内に居住する現住人口から毎月、住民基本台帳登録上の出生・死亡・転入・転出者等を加減して、算出した数字となります。このようなことから、現住人口のうち住民登録がなされていない方々の数と世帯数は把握できないということが現状です。

なお、ご質問の目的であります、原発事故後、災害公営住宅や住宅取得等で三春の住民になった方々のうち住民登録がなされていない方の数については、主な避難元である富岡町と葛尾村から聞き取り調査を行った結果、合計で214世帯、579人という結果でした。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 2番目の質問の中で、答弁は「数と世帯数は把握できないというのが現状であります」ということでありますが、した、この数字は「住民登録がされていない方の数については」つうことで、214世帯、579人でしたということですが、これはまるっきり、本当に調べたのかというような内容だと思うんですが。なぜなら、恵下越、四合田の災害公営住宅だけでも、200戸あります。約200戸強ですね。これ全部、満杯に入っているとは思いますが、ここだけで200戸あるんですね。私どもの地区でもですよ、富岡さんだ、葛尾さんだ、あとは浪江の津島のほうから来た方とか、いろいろな方が住んでおります。住宅を取得して住んでおります。そういう中で、班長、住民登録しなくとも、今現在、地区の班長さんまでやって、地区にとけこんで、一生懸命、三春町のために、住みながら協力していただいております。

そういう中で、本当にこの214世帯、579人ぐらいしか調査できないのかと。まるっきり、本当に、もうここ、この前に世帯数は把握できないと言ってっから、まあ、しゃあないとしても、私ら、これっただけさきに通告しておくんだから、1週間前から。こういう答弁では、納得できない。その辺、どう思いますか。

災害公営住宅だけで200戸あるんですよ。そのほか、みんな各地区に、避難先から住宅取得したり住宅を借りたりして、あちこちに住んでいると思うんです。そういう人、ざっと考えたって、かなりの数になると思うんです。これは今、正確な数字を出せないというのは、まあわかるとしてもですね、今後、この議会開催中に正確な数字をある程度把握してお答え出していただきたいと。本当に近い数字なら、こういうこと言いません。災害公営住宅だけで200戸の上あるのに、「214戸で579人ですよ」つう答弁は、納得できません。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山住民課長。

○住民課長 再質問にお答えいたします。

現住人口調査からは把握できませんということは正しいんですが、ご質問の趣旨でありますところの、主な避難元である富岡町と葛尾村からの聞き取り調査の結果214世帯について、災害公営住宅の戸数からいっても、違うんじゃないかというような趣旨の再質問だと思います。

「主な」ということで、富岡町と葛尾村さんからの聞き取りと、それからホームページ上のもので調査したことで、今日、答弁をさせていただいております。

災害公営住宅でいいますと、四合田に該当するかと思いますが、富岡町の方が、お住まいになっている方が76世帯で、141人というふうなことでお伺いしております。それから、恵下越の葛尾村の災害公営住宅、これにつきましては78世帯、178人で、合計で154世帯、319人ということが災害公営住宅に入っている、主な避難先ということで、富岡町と葛尾村さんからの聞き取り調査の結果でございます。

それ以外に、賃貸住宅は余りないのかと思いますが、住宅取得をして、住民票を移さずに三春町にお住まいになっている方々が多くいらっしゃると思います。その数につきましては、聞き取り調査及びホームページ上の掲載されている数字からいえば、富岡町が27世帯、73人。それから、葛尾村さんが33世帯、187人で、これらの合計が60世帯、260人ということで、今日の答弁の基礎資料とさせていただいております。

なお、ご指摘のように、この主な2町村以外の部分から、浜通りの方から避難されている方もいらっしゃることは間違いないかと思いますが、その辺も少し調査をした上で、後にご報告したいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、散会とします。ご苦労さまでした。

(午前11時34分)

令和元年8月29日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 孝夫 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町	長	鈴 木 義 孝
---	---	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	本 間 徹
生涯学習課長	藤 井 康		

農業委員会会長	松 崎 正 夫
---------	---------

代表監査委員	村 上 弘
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年8月29日（木曜日） 午後2時00分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第77号 字の区域の変更について

議案第78号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 79 号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83 号 三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85 号 三春町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 86 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 87 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 88 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第 89 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 90 号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 91 号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 92 号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 93 号 平成 30 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94 号 平成 30 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 95 号 平成 30 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96 号 平成 30 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97 号 平成 30 年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 98 号 平成 30 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 平成 30 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 平成 30 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 平成 30 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102 号 平成 30 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
- （開会 午後 2 時 16 分）

○議長 開会に先立ち脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、8 月 22 日、27 日、28 日の 3 日間、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情事件第 2 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書提出の陳情について

陳情者 三春町字深田和 1 5 1 - 3 0 松村 妙子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

昨今、高齢運転者による事故が続いている。いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組みは待ったなしの課題である。

しかし、過疎地域を中心に、免許を自主返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要である。

このためには、高齢ドライバーの安全運転を支援する装置の普及、自動ブレーキを備えた安全運転サポート車に限定した免許の創設や、場所、時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入の検討、免許を自主返納した高齢者が買い物や通院などに困らないようコミュニティバスなどのさらなる充実を図り、免許の自主返納時における公共交通機関の割引制度を支援すること。

以上について、陳情者及び総務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

討論があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第2号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

○議長 お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月20日に日程設定を行い、8月22日、23日、26日、27日、28日及び29日の7日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第77号 字の区域の変更について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 三春町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

以上3案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重

に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 89 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 93 号 平成 30 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

総務課長、財務課長、企画政策課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 98 号 平成 30 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 8 月 20 日に日程設定を行い、8 月 22 日、23 日、26 日、27 日、28 日及び 29 日の 7 日間、第 4 委員会室において開会し、8 月 22 日には現地調査を行いました。

議案第 89 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について

建設課長及び産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 92 号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 93 号 平成 30 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

建設課長及び産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 98 号 平成 30 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 100 号 平成 30 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第 101 号 平成 30 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第 102 号 平成 30 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上 3 案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、８月２０日に日程設定を行い、８月２２日、２３日、２６日、２８日及び２９日の６日間、第３委員会室において開会いたしました。

議案第８０号 三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第８１号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第８２号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第８３号 三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について

以上４案について子育て支援課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８４号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８９号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第３号）について

保健福祉課長、生涯学習課長、子育て支援課長及び住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９０号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９１号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

以上２案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９３号 平成３０年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

保健福祉課長、生涯学習課長、子育て支援課長、教育課長及び住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第９４号 平成３０年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第９５号 平成３０年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第９６号 平成３０年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

以上３案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第９７号 平成３０年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第９８号 平成３０年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

子育て支援課長、教育課長及び住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第９９号 平成３０年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第８６号から第８８号の３議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……………・・ 議案の審議 ・・……………

○議長 日程第３により、議案の審議を行います。

議案第 77 号「字の区域の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第 77 号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 78 号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第 78 号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 79 号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第 79 号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 80 号「三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第80号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号「三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第81号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第82号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号「三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第８３号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第８４号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第８４号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第８５号「三春町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第８５号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第８６号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第８６号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり太田文枝氏を教育委員会委員に任命することに、同意することに決定いたしました。

太田文枝氏の出席を求めていますので、出席を許します。

(太田文枝氏議場へ入場)

○議長 ただいま、教育委員会委員に任命することに同意をいたしました太田文枝氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

○太田文枝氏 太田文枝です。私は37年間、教職に付いておりました。3年前三春小学校を最後に定年退職いたしました。現職中は皆様の力強いご支援をいただき、誠にありがとうございました。

私のこの経験が、ふるさと三春町のために少しでもお役にたてればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(太田文枝氏退場)

○議長 議案第87号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第87号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり宗像正英氏を固定資産評価審査委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

○議長 議案第88号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第88号」を採決いたします。

本案は、適任ということでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、宗形洋子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定いたしました。

○議長 議案第89号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第89号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第90号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第90号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第91号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案91号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第92号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第92号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第93号「平成30年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款・項・目、ページ数を示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

歳出全般について質疑を許します。

（議長の声あり）

○議長 15番影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 応急仮設住宅の撤去作業の中身について伺います。

それはですね、解体時に出たエアコンの販売を町内の一部で行っているとお聞きしました。この行為は違法性がないのか、まず、一点。

もし、違法性がないとしたら、一部地域のみで販売、これは、いかがなものでしょうか。例えば、町の広報などでこういうものが仮設住宅の解体時に出ましたので、販売いたしますとかつていう、全体的に呼びかけて販売するべきではないか。一部の地域だけで販売することが適当なのか。その二点について伺います。

○議長 ただいまの質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長 宮本企画政策課長。

○企画政策課長 応急仮設住宅撤去業務につきましては、企画政策課で所管しておりますので、私の方でお答えさせていただきます。この業務につきましては、受注者は、リサイクル可能な部材など積極的に再利用できることを条件として発注しております。したがって、受注業者から再利用承諾願が提出された場合は、これを承諾しその分の減額設計を作成し、契約変更を行って実証しているところでございます。

なお、町としましては、あくまでもリサイクルが目的でございます。その後に受注者が、どのような利用をされるかまでは、条件を付けておりませんので、業者の責任でリサイクルされるものと考えてございます。

それから、二点目の全町に対して、販売しないのかというおたかしですが、この業務は町から業者への承諾行為により、業者の責任でリサイクルされます。したがって、町には費用がかかりませんが、町が直接町民に紹介した場合には、別途費用がかかる場合が想定されますので、現在、実施は考えておりません。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第93号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 案第94号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第94号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第95号「平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第95号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第96号「平成30年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第96号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第97号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第97号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第98号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第98号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案99号「平成30年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第99号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第100号「平成30年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書及び処分計算書(案)について質疑を許します。

(なしの声あり)

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第100号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案101号「平成30年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第101号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第102号「平成30年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第102号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、総務常任委員会委員長より発議第4号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について」が、提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第4号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」の提出について、趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長 本田忠良君。

○総務常任委員長 発議第4号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和元年8月29日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 本田 忠良

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和元年8月29日 三春町議会議長 佐 藤 弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 特別委員会委員長報告 ……………

○議長 日程第4により、特別委員会委員長の報告についてを議題といたします。本定例会が議員の任期最終となりますので、特別委員会の付託に係る事項について、報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。

三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長。

○三春町町立学校再編等調査特別委員長

三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

令和元年において、当委員会は、計2回の委員会を開催いたしました。

6月には、これまでの協議や現地調査を踏まえて、意見交換を行いました。8月には、前回の意見交換を踏まえ、町に対して再度「再編検討委員会」の設置を強く要望することを決定しました。

以上、活動内容を申し上げますとともに町当局および教育委員会においては、今後とも引き続き安全安心な教育環境づくりを目指し、事業の推進等に努められるよう切望し、三春町町立学校再編等調査特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町議会広報広聴特別委員会委員長。

○三春町議会広報広聴特別委員長 三春町議会広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、4月から昨日まで、「議会報みはる」の編集・発行、「町民と議会との意見交換会」の企画・検討、広報研修会の出席など、計5回開催しました。

まず、「議会報みはる」は、より多くの町民の皆さんに、手にとって読んでもらうことを第一に考え、読みやすく、分かりやすい議会報の編集に努め、5月、8月の計2回発行しました。表紙では、季節感のあるものや行事に参加する子どもたちを、裏表紙では「みはるの子どもたち」と題して、町内の小学校で元気に活動する子どもたちのようすを紹介しました。

また、昨年度から導入しました7名の「議会報モニター」から寄せられた意見等を踏まえ、少しずつ改善を加え紙面の充実に取り組みました。そして、5月には広報コンサルタントのクリニックを受けるまでにレベルアップが実現しました。

町民と議会との意見交換会については、昨年の結果・総括を踏まえ、一部内容を変更して、10月から11月にかけて各種団体を対象として、開催することとして、周知しているところです。

今後も、当委員会では、議会報モニターの意見を踏まえ、読みやすく、分かりやすい「議会報みはる」の編集・発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換会などを通して、広報・広聴に努力して参りたいと考えています。

以上、三春町議会広報広聴特別委員会の報告といたします。

…………… 閉会中の継続審査申し出 ……………

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調

査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、三春町町立学校再編等調査特別委員会、三春町議会広報広聴特別委員会の各委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長の申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 ここで、町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長。

○町長 長丁場の9月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案可決、同意、認定をしていただきまして、誠にありがとうございます。

定例会が終わりますと、今度はまもなく選挙を控えているわけであります。今期で退任をされる議員の皆さん方には、長年にわたり町の発展にご尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。ご苦労様でした。再度、出馬をされる議員の皆さん方には、精力的に運動を展開をしていただきまして、全員当選されますようにご祈念を申し上げたいと思います。

私も今期で退任をすることにしておりますが、議員の皆さん方には長年にわたり、ご支援、ご指導をいただきましたことに対しまして、心から深く感謝を申し上げてあいさつにいたします。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、令和元年三春町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後3時08分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年8月29日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 渡 辺 正 久

署 名 議 員 三 瓶 文 博

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 7 7 号	字の区域の変更について	全 員	可決
議案第 7 8 号	三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 7 9 号	三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 0 号	三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 1 号	三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 2 号	三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 3 号	三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 4 号	三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 5 号	三春町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 6 号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	可決
議案第 8 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第 8 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適任
議案第 8 9 号	令和元年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について	全 員	可決
議案第 9 0 号	令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	可決
議案第 9 1 号	令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	可決
議案第 9 2 号	令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	可決
議案第 9 3 号	平成 3 0 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 9 4 号	平成 3 0 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 9 5 号	平成 3 0 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 9 6 号	平成 3 0 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 9 7 号	三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 9 8 号	平成 3 0 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 99 号	平成 30 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 100 号	平成 30 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全 員	可決及び認定
議案第 101 号	平成 30 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
議案第 102 号	平成 30 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認定
発議第 4 号	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について	全 員	可決